

○埠頭保安規程等に係る重要な事項に関する告示

(平成十六年四月二十三日)

(国土交通省告示第四百九十七号)

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則（平成十六年国土交通省令第五十九号）第六十条第一項第三号（第六十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、埠頭保安規程等に係る重要な事項に関する告示を次のように定める。

埠頭保安規程等に係る重要な事項に関する告示

(重要な事項)

第一条 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則（平成十六年国土交通省令第五十九号）第六十条第一項第三号の告示で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 重要国際埠頭施設の用途に関する事項
- 二 重要国際埠頭施設の構造及び配置に関する事項

(準用)

第二条 前条の規定は、埠頭保安規程に相当する規程に係る重要国際埠頭施設以外の国際埠頭施設について準用する。

附 則

この告示は、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十
一号）の施行の日から施行する。